

生活保護基準の引き下げを行わないことを求める意見書

生活保護は、国民の生存権とそれを守る国の責務を定めた憲法第25条に基づいて、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。格差と貧困の拡大により、この制度を必要とする国民が増え続けています。

しかし、5年ごとの見直しによって、生活保護の生活扶助基準額が2018年10月分から段階的に削減され、最大で5%の削減となり、67%の生活保護世帯の受給額が減少するとされています。また、母子加算についても平均2割削減される予定となっています。

生活保護基準は、最低賃金や地方税の非課税基準、社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動しており、低所得層を中心に生活保護を受給していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

今回の見直しは、低所得者の中でも最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較し、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるという方法で行われました。しかし、生活保護の受給要件を満たす人のうち、実際に受給している人が占める割合（捕捉率）が2割以下といわれている状況において、第1・十分位層の中には、生活保護基準以下の生活をしている人たちが極めて多数含まれています。

この層を比較対象とすれば、際限なく基準を引き下げ続けることになり、「健康で文化的な最低限度の生活」の水準自体を引き下げ、貧困のスパイラルを深めることになりかねません。

見直し案を審議した社会保障審議会生活保護基準部会の報告書でも、検証結果を機械的に当てはめると子供の健全育成のための費用が確保されないおそれがあることや一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準を捉えていると、絶対的な本来あるべき水準を割ってしまう懸念があることに注意を促しています。

よって、国においては、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し、貧困の連鎖を防ぐため、生活扶助基準の引き下げを行わないよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月22日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

厚生労働大臣

花巻市議会議長 小 原 雅 道